名古屋市中高層建築物等に係る
専門家相談制度

・自宅の近くに建物が建つと説明を受けたけれど、
どんな建物が建つのだろう？
・日影や工事の騒音が不安。どうすれば良いのだろう？

建築や民事に詳しい専門家に相談できます！

制度概要

この制度は、中高層建築物等の建築による日影などの居住環境への影響や関係する法令の制限等に関して、近隣関係者等が、**中立的な立場の専門家に相談等をすることができる制度**で、建築主等との相互理解を促し、建築に伴う紛争の未然防止又は自主的な解決に資することを目的としています。

専　門　家	**弁護士と一級建築士の２名１組**
利用回数･時間	**原則１回、2時間程度**
相談等の費用	**無料**

相談等の例

- 建築計画の説明を受けたが、図面の見方が分からない。
- 日影やプライバシーが不安だが、どのように話し合えば良いか分からない。
- 建築基準法や民法など法律的な考え方を知りたい。
- 工事の方法が分からないので教えて欲しい。
- 工事の騒音や振動が心配だが、どうしたら良いか分からない。
- 似たような事例や解決の方法を知りたい。
- 紛争解決に向けた制度を教えて欲しい。

裏面も
ご覧ください

注意事項

- **中高層条例※1の近隣関係者等※2、教育施設等の設置者等※3の方を対象としています。**

※１　名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例

※２　①計画地の敷地境界線から50m以内の敷地にある建築物の所有者や居住者
②計画建築物により、冬至日の午前8時から午後4時までの間において、計画建築物の平均地盤面上で2時間以上の日影を生じる建築物の居住者
③計画建築物によりテレビ電波受信障害が発生するおそれがある建築物の所有者や居住者

※３　計画建築物により、冬至日の午前8時から午後4時までの間において、敷地の地盤面上に日影を生じる教育施設等の設置者もしくは管理者

- **申請者が近隣関係者等の場合は、原則、複数の近隣関係者等で申請してください。**
- **建築主等から建築計画について説明を受けてから申請してください。**
- **工事に関する相談等を除き、工事の着手前に申請してください。**
- **制度要綱に照らして適当でないものは、相談等をすることができません。**

（適当でないものの例）
・資産価値の変動、事業活動若しくは営業への影響又は土地の境界に関するもの。
・金銭補償の金額を問うもの。
・権利の乱用、公序良俗に反するもの。
・反対運動を行うためなど自主的解決を目指していないもの　等

手続きの流れ

建築主等からの事前説明	事前に建築主等から建築計画の説明を受けてください。
市役所へ相談	建築主等からの説明だけでは分からない部分がある場合などは、市役所（建築指導課建築相談担当）に相談してください。
相談制度の申請	申請者が近隣関係者等の場合は、原則、複数の近隣関係者等で申請してください。
専門家へ相談等	現地や市役所等で、専門家（弁護士と一級建築士の2名1組）が、中立的な立場で相談等に応じます。

お問い合わせ先

名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課 建築相談担当
電　話　０５２－９７２－２９１９・２９２０
メール　a2919@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市　中高層　近隣住民の皆様へ　検索

令和6年4月発行